

令和5年第2回熊野町議会臨時会

会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和5年5月10日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和5年5月10日

4. 出席議員（14名）

1 番 藤 本 健 太 2 番 世 良 将 生
3 番 水 原 耕 一 4 番 福垣内 邦 治
5 番 光 本 一 也 6 番 中 島 数 宜
7 番 尺 田 耕 平 8 番 竹 爪 憲 吾
9 番 沖 田 ゆかり 10 番 片 川 学
11 番 民 法 正 則 12 番 荒 瀧 穂 積
13 番 大瀬戸 宏 樹 14 番 時 光 良 造

5. 欠席議員（0名）

な し

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 三 村 裕 史
副 町 長 岩 田 秀 次
教 育 長 平 岡 弘 資
総 務 部 長 西 村 隆 雄
住 民 生 活 部 長 西 川 伸 一 郎
健 康 福 祉 部 長 時 光 良 弘
建 設 農 林 部 長 堂 森 憲 治
教 育 部 長 隼 田 雅 治
総 務 部 次 長 西 岡 隆 司
住 民 生 活 部 次 長 福 嶋 春 樹

健康福祉部次長	西 村 ゆ り
建設農林部次長	宗 像 雅 充
建設農林部技術次長	寺垣内 栄 作
教 育 部 次 長	立 花 太 郎
財 務 課 長	多久見 良 数
政策企画課長	須 賀 雅 彦
産業観光課長	近 藤 光 宏
収納管理課長	堀 野 准
防災安全課長	花 岡 秀 城
生活環境課長	熊 野 孝 則
高齢者支援課長	井 原 志保里
子育て支援課長	佛 圓 至 裕
健康推進課長	桐 木 和 義
農林緑地課長	中 原 幸 成
都市整備課長	渡 部 貴 幸
会 計 課 長	福垣内 哲 治

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |         |
|---------|---------|
| 議会事務局長  | 榎 並 正 和 |
| 議会事務局書記 | 尾 濱 宏 教 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程 (第 1 号)

臨時議長の紹介

開 会 宣 告

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長の選挙について

議 事 日 程 (第 1 号の追加 1)

日程第 1 議席の指定について

日程第 2 会議録署名議員の指名について

日程第 3 会期の決定について

- 日程第 4 副議長の選挙について
- 日程第 5 常任委員の選任について
- 日程第 6 議会運営委員の選任について
- 日程第 7 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任について
- 日程第 8 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第 9 広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙について
- 日程第 10 議案第 25号 専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
- 日程第 11 議案第 26号 専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
- 日程第 12 議案第 27号 専決処分した令和5年度熊野町一般会計補正予算（専決第1号）の報告及び承認について
- 日程第 13 議案第 28号 令和5年度熊野町一般会計補正予算（第1号）について
議事日程（第1号の追加2）
- 追加日程第1 議案第 29号 熊野町監査委員の選任の同意について
- 追加日程第2 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申出について

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

（開会 9時45分）

○議会事務局長（榎並） 今臨時会は、一般選挙後初めての議会です。そのため、議長が選出されるまでの間は、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、中島議員が年長の議員ですので、御紹介いたします。

それでは、中島議員、議長席へお願いいたします。

○仮議長（中島） ただいま紹介されました中島です。地方自治法第107条の規定によって、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回熊野町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~〇~~~~~

○仮議長（中島） これより日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席といたします。

~~~~~〇~~~~~

○仮議長（中島） これより日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○仮議長（中島） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

暫時休憩します。

（休憩 9時48分）

（再開 9時49分）

~~~~~〇~~~~~

○仮議長（中島） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りします。指名の方法については、臨時議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○仮議長（中島） 異議なしと認めます。

したがって、臨時議長が指名することに決定をいたしました。

議長に時光議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました時光議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○仮議長（中島） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました時光議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました時光議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

時光議員の発言を許します。時光議員、御登壇願います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 10時43分)

(再開 10時43分)

~~~~~○~~~~~  
○議長(時光) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に尺田議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました尺田議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○仮議長(中島) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました尺田議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました尺田議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

尺田議員の発言を許します。尺田議員、御登壇願います。

~~~~~○~~~~~  
○7番(尺田) このたび副議長職を拝任いたしました尺田でございます。副議長といたしまして、時光議長をしっかりと支え、そして円滑で公平な議会運営のための一助となるよう、その職務を全うさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、熊野町議会委員会条例第2条の各号において、総務建設委員会7名、文教福祉委員会7名となっております。

お諮りします。常任委員の選任につきましては、熊野町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 10時46分）

（再開 10時46分）

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。総務建設委員に荒瀧議員、光本議員、竹爪議員、水原議員、尺田議員、福垣内議員、世良議員、文教福祉委員に大瀬戸議員、片川議員、民法議員、沖田議員、中島議員、藤本議員、時光議員、以上のとおりそれぞれ指名したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○仮議長（中島） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 10時47分）

（再開 10時48分）

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、次の日程に入るに先立ち、各常任委員会の正副委員長の互選結果が通知されておりますので、御報告いたします。

総務建設委員長に光本議員、同副委員長に水原議員、文教福祉委員長に中島議員、同

副委員長に民法議員、以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） これより日程第6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、熊野町議会委員会条例第4条の2第2項において、定数は6名となっております。

お諮りします。議会運営委員の選任につきましては、熊野町議会委員会条例第6条第2の規定により、議長において指名することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 10時49分）

（再開 10時49分）

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。議会運営委員に民法議員、片川議員、沖田議員、竹爪議員、中島議員、光本議員の6名を指名いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員には、ただいま指名いたしました6名を選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 10時50分）

（再開 10時50分）

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、次の日程に入るに先立ち、議会運営委員会の正副委員長の互選結果が通知されておりますので、御報告いたします。

委員長に片川議員、同副委員長に光本議員、以上でございます。

〇議長（時光） これより日程第7、議会広報特別委員会の設置及び委員の選任を行います。

お諮りいたします。本件については、熊野町議会委員会条例第5条第1項及び熊野町議会広報発行に関する規程第4条に基づき、6名の委員で構成する議会広報委員会を設置し、これに議会広報紙及び熊野町議会ホームページの作成・編集を付託することとし、閉会中もなお継続審査するというにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、本件については6名の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに議会広報紙及び熊野町議会ホームページの作成・編集を付託することとし、閉会中もなお継続審査とすることに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。ただいま設置いたしました議会広報特別委員会の委員の選任につきましては、熊野町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（時光） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 10時52分）

（再開 10時52分）

〇議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。議会広報特別委員に竹爪議員、光本議員、福垣内議員、水原議員、世良議員、藤本議員の6名を指名いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員については、ただいま指名いたしました6名を選任することに決定いたしました。

ここで、次の日程に入るに先立ち、議会広報特別委員会の正副委員長の互選結果が通知されておりますので、御報告いたします。

委員長に竹爪議員、副委員長に福垣内議員でございます。以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 続きまして、これより日程第8、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本選挙については、広域連合規約第7条第2項及び第8条の規定により、当議会から1名を選出するものでございます。なお、任期は議員としての任期によることから、令和9年4月29日までとなります。

暫時休憩いたします。

（休憩 10時54分）

（再開 10時54分）

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に大瀬戸議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました大瀬戸議員を広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○仮議長（中島） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙は大瀬戸議員が当

選しました。

ただいま広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました大瀬戸議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） これより日程第8、広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙を行います。

本選挙については、広域連合規約第7条第2項及び第8条の規定により、当議会から1名を選出するものでございます。なお、任期は議員としての任期によることから、令和9年4月29日までとなります。

暫時休憩いたします。

（休憩 10時56分）

（再開 10時56分）

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

広島県水道広域連合企業団議会議員に、不肖私、時光を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました時光を広島県水道広域連合企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○仮議長(中島) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙には、私、時光が当選しました。

それでは、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより議案等の説明を求めため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。

暫時休憩いたします。

(休憩 10時58分)

(再開 11時25分)

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第10、議案第25号、専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第25号、専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして説明を申し上げます。

専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、令和5年4月1日施行分を専決処分したものです。

主な改正内容は、税額の減額措置のわがまち特例の新設や、各種課税の特例の適用期間の延長など、所要の改正を行ったものでございます。

詳細につきましては、住民生活部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 福嶋住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~  
○住民生活部次長（福嶋） 議案第25号、専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして説明を申し上げます。

この条例は、令和5年4月1日に施行の地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正が必要なため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

まず、1の主な改正内容ですが、1つ目は、新築された日から20年以上を経過したマンションにおいて、大規模の修繕等が行われた場合の固定資産税額の減額措置を新設することとし、減額の割合を3分の1、その他申告について規定するものでございます。

2つ目は、課税の特例などについて適用期間を延長するもので、①の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例は令和9年度まで、②の平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等は令和6年度まで、③の軽自動車税の種別割の税率の特例と④の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例は、令和8年度まで延長するものです。

3つ目は、法律の改正に伴う関係条項のずれや字句の修正及び様式の新設に伴う改正などとなります。

施行期日は令和5年4月1日です。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第25号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第25号については、原案のとおり承認されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第11、議案第26号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第26号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして、御説明申し上げます。

専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、令和5年4月1日施行分を専決処分したものでございます。

主な改正内容は、国民健康保険税の課税限度額の引上げや、低所得者に係る軽減対象の拡充など、所要の改正を行ったものでございます。

詳細につきましては、住民生活部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 福嶋住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長(福嶋) 議案第26号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして、説明を申し上げます。

この条例は、令和5年4月1日に施行の地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正が必要なため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

お手元の資料2を御覧ください。

まず、1の改正の理由ですが、被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、保険税の課税限度額の見直しを行うとともに、経済動向等を考慮し、軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないように保険税に係る軽減措置の判定基準となる金額を見直すこととし、また、文言が追加等されたことから、

政令に合わせて改正したものです。

2の改正の内容ですが、(1)課税限度額の引上げでございますが、国民健康保険税は、基礎課税、いわゆる医療保険分と、後期高齢者支援金等分、介護保険分の3つの区分に分かれ、それぞれ、所得割、均等割、平等割の税率で計算し、それらの合計額を課税額としております。今回の改正は、その後期高齢者支援金等分の上限額の改正であり、現行の20万円から22万円に引き上げられるもので、国民健康保険税全体の最高額が、現行の102万円から104万円になるものでございます。

次に、(2)国民健康保険税の減額でございますが、現在、低所得世帯に対する救済措置として、国民健康保険税のうち、世帯の所得や人数に応じて被保険者1人ごとに課す均等割と、世帯ごとに課する平等割について、それぞれ7割、5割、2割を軽減する減額措置がございます。次ページに示しました参考図を御確認いただくと分かりやすいかと存じます。その軽減判定につきまして、5割及び2割軽減できる対象範囲を拡大するものでございます。

5割軽減につきましては、軽減判定所得の算定において、被保険者等の人数に乗すべき金額を28万5,000円から29万円に引き上げ、2割軽減につきましては、被保険者等の人数に乗すべき金額を52万円から53万5,000円に引き上げ、その対象範囲を拡充するものでございます。

次に、(3)政令改正に伴う文言の追加等でございます。会社の倒産や解雇、雇用期間満了など事業主の都合で離職された65歳未満の被保険者の保険税については、申請により給与所得を100分の30とみなして所得割額を計算する課税の特例がございますが、その確認資料として「雇用保険受給資格者証」に加え「雇用保険受給資格通知」を追加し、これに伴う規定の整備、附則の該当条項の整理をさせていただいたものでございます。

施行期日は令和5年4月1日です。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって討論を終結します。

これより議案第26号について採決します。

本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第26号については原案のとおり承認されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第12、議案第27号、専決処分した令和5年度熊野町一般会計補正予算(専決第1号)の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第27号、専決処分した令和5年度熊野町一般会計補正予算(専決第1号)の報告及び承認につきまして、御説明申し上げます。

専決処分した令和5年度熊野町一般会計補正予算(専決第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,647万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を95億8,291万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、食費の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対して、児童一人当たり一律5万円の特別給付金を支給するための費用及び、これに対する国庫補助金2,647万9,000円を歳入歳出予算にそれぞれ増額補正したもので、支給に係る予算を早急に措置する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって討論を終結します。

これより議案第27号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第27号については原案のとおり承認されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第13、議案第28号、令和5年度熊野町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第28号、令和5年度熊野町一般会計補正予算(第1号)案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,378万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を96億5,669万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、エネルギー・食料品価格などの物価高騰を踏まえ、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯に対して、1世帯当たり3万円の給付金を支給するための費用、及びこれに対する国庫補助金など7,378万5,000円を歳入歳出予算にそれぞれ増額するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番(光本) この給付金は、対象者、さきの専決第1号の給付金の対象者も合わせて給付されるということよろしいでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 西村健康福祉部次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（西村） 今回の非課税世帯に3万円ということですので、先ほどの専決の子育ては児童一人当たりということになるので、非課税世帯の方でお子さんがいらっしゃる方は重なるということになります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 分かりました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第28号について採決します。

本案については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時42分）

（再開 11時44分）

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お手元に配付しましたとおり、町長から、議案第29号、熊野町監査委員の選任の同意についてが、また各常任委員長及び議会運営委員長から、熊野町会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続審査・調査の申出についてが提出されました。

お諮りします。この2件を日程に追加し、議案第29号、熊野町監査委員の選任の同意についてを追加日程第1とし、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申出についてを追加日程第2とし、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、この2件を日程に追加し、議案第29号、熊野町監査委員の選任の同意についてを追加日程第1とし、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申出についてを追加日程第2とし、議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 11時45分)

(再開 11時47分)

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより追加日程第1、議案第29号、熊野町監査委員の選任の同意についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認めておりますので、沖田議員の退場を求めます。

(沖田議員 退場)

○議長(時光) 提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第29号、熊野町監査委員の選任の同意につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

4月29日に町議会議員の任期が満了したことに伴い、民法監査委員の任期が終了しましたので、新たに議員選出の監査委員を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

今回同意を求めます沖田議員は、財務管理、事業の経営管理など、行政運営に関して識見を有する方だと考え、選任の同意を求めらるものでございます。

御審議の上、御同意賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって討論を終結します。

これより議案第29号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第29号については原案のとおり同意されました。

沖田議員の出席を求めます。

暫時休憩いたします。

(休憩 11時49分)

(再開 11時50分)

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより追加日程第2、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申出についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、委員会における審査の事件について、熊野町会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出があります。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

ここで町長より発言の申出がありますので、これを許します。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 初議会に際し、発言の機会をいただき厚くお礼を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、さきの町議会議員一般選挙において町民の支持と信頼、そして厚い信託を受けられ、めでたく御当選の栄誉を得られましたことに対し、まづもって心からお祝いを申し上げたいと思います。今後、議員の皆様が御健勝にて、よ

り一層の町の発展と住民福祉向上のために御活躍されますことを心から祈念を申し上げます。

さて、3年目の長きにわたり続いてきましたコロナ禍も本年から様相を変え、人々の活気も戻りつつありますが、一方で、不安定な国際情勢を背景とする物価高騰が依然として続いており、町民の生活にも影響を及ぼしております。こうした状況におきまして、これまで町では水道料金の一部減免や地域経済応援クーポン券事業など、町民への支援につながる事業を実施してまいりました。今後も先行き不透明な社会情勢の継続が懸念されるところではございますが、国や地域社会の動向を注視しながら、本町におけるまちづくりを進めるものとしまして、第6次総合計画に掲げた将来像、「ひと まち 育む 筆の都 熊野町」、副題として「なんかいい ちょうどいい そう思えるまちを目指して」を鋭意取り組んでまいりたいと考えております。各種施策の推進に当たり、議員の皆様のお理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

今年には平成30年7月豪雨から5年を迎える年となります。災害に対する復旧事業はおおむね実施をしておりますが、住民の皆様が安心して暮らせるまちづくりに向け、より一層の防災・減災に関する施策を進める必要がございます。

また、真の復興に向け、昨今の町内外の道路環境の変化に伴う交通対策のほか、現在進めております筆の里工房周辺整備事業など、観光交流機能の拡充も進めてまいります。

そのほか、本年度拡充をいたしましたこども医療費助成制度など、子育て支援や教育のまちづくりの充実、そしてマイナンバーカードの活用を視野に入れたデジタルトランスフォーメーションの推進などにより、現在本町にお住まいの方からは「住み続けたいまち」として、また町外の移住希望をお持ちの方からは「住みたいまち」として選ばれるよう、本町の定住交流人口の増を図るための取組を進めてまいりたいと考えております。

結びになりますが、今後とも町政が議会と執行部の緊密な連携のもとに運営されますよう、諸施策の推進に対し絶大なる御支援と御協力を心からお願い申し上げます、簡単ではございますが、お祝いとお祝いの挨拶とさせていただきます。

皆様、誠におめでとうございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

(散会 11時55分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員